

〔問〕

昭和 38 年度 (問題)

午前の部

下記の3問のうち、2問に答えよ。

1. 解約返戻金の算定基準として「チルメル式」責任準備金を採用するのが、現在の慣行とされているが、一部には「純保険料式責任準備金を基準に採るべし」という議論も聞かれる。
経営計算および経営政策の面からみて賛否の見解を述べよ。
2. 高額割引制度採用の可否をめぐって次のように各種各様の議論がある。
 - (1) 数理的公平性を尊重する立場からこの制度を採用するのが正しい。
 - (2) この方式はある意味の差別待遇に通じ、社会的公平性に背くと認められる。
 - (3) 販売成績を増進する効果が期待され、経営上プラスとなる。
 - (4) 階段の刻み方に色々な議論があり、さらに刻み方を変更した場合に、その後の事務処理の面で大きな負担がかかる。
 - (5) 小額契約を積み重ねてきた契約者に対しても、累計の保険金額に割引の恩典を適用すべきではないか。上記の議論に対して(5個のうち、何れか2個を撰択のこと)賛成または反対の意見を記せ。
3. 保険業法第86条準備金について論ぜよ。

午後の部

下記の3問のうち、2問に答えよ。

1. 最近の保険種類の動向および今後予想される商品について意見を述べよ。
2. 生命保険会社における経営情報組織について意見を述べよ。(統計資料の在り方)
3. 社会保障制度と生命保険事業との関連について意見を述べよ。